第　４　４　回

米子市淀江地域審議会会議録（概要）

米　子　市

第４４回米子市淀江地域審議会会議録

１．開催日時　令和２年１月２９日（水）午後２時開会 午後５時２０分閉会
２．開催場所　米子市淀江支所　２階第３会議室
３．出席者　　委員（敬称略）
長谷川晋也（会長）、古川拓郎（副会長）、土光　均、田口憲之、松原幹夫、吉田康巳、高西史郎、田中由美、吉岡正博、松井智子、中川良久、長谷川明洋

米子市
湯澤こども未来局長、池口子育て支援課長、松原子育て支援課課長補佐、八幡総合政策部長、長谷川総合政策課長、松本総合政策課広域行政推進室長、倉本総合政策課まちづくり戦略室長、遠藤まちづくり戦略室担当課長補佐

事務局
髙橋淀江支所長、宮松地域生活課長、青砥地域生活課課長補佐、田子地域生活課係長、作野地域生活課主幹

４．会議次第
１　開会
２　会長挨拶
３　報告　淀江保育園、宇田川保育園の統合建替えについて
４　議事（１）米子市まちづくりビジョン(案）について
（２）米子市・淀江町　新市まちづくり計画総括(案)について
５　その他
６　閉会

報告「淀江保育園、宇田川保育園の統合建替えについて」説明を行い、質疑・応答に移行。

長谷川会長：保育園の統合建替えについて何かご質問ありましたら挙手をしていただいて。
松井委員：子どもの収容人数は何人くらいか。それから職員は何人くらいになる予定でしょうか。それとちょっと遠いですよね。子どもたちがどうやって通園するでしょうか。バスが用意できるのだろうか。それか保護者が連れていくっていう体制になるのか。認定こども園ということは保育園と幼稚園を兼ねているのかなと、その辺教えていただきたいと思います。
湯澤局長：まず定員ですけども１５０名程度を考えております。職員の配置につきましては、お預かりする児童さんの年齢によって職員配置というのが変わってまいりますので、それに応じてということになりますけども現淀江保育園、宇田川保育園に従事する職員を合わせたくらいの数は、最低でも配置するような形になるとは考えております。それから通園方法についてお尋ねでしたけれども、今も保護者さんが通勤の前に、車で送っていただく方が多いとお聞きしております。ですから経路とかが変わってくる関係で、多少その時間が変わる可能性はあるとは考えていますが、そこはご理解いただいて通園をしていただきたいと考えております。それから認定こども園という施設に、統合主体が変わると地域の方でもご説明しておりまして、委員さんがおっしゃいましたとおり、保育園と幼稚園を併せ持った施設となります。保育園では家庭での養育が難しい方、昼間の就労とかがあって、昼間家庭の方で保育できない方の子どもさんをお預かりする施設ということですが、幼稚園の機能も持っているということで、教育施設といった機能も持った、必ずしも保護者の方がお勤めで保育が必要な方でなくても、お預かりができるという施設になります。認定こども園というのが、保育園とちょっと違うのが地域の子育て支援事業を行う施設というのが制度上ございまして、今も地域との交流はしていると思うのですが、例えば園を開放したりですとか、園にまだ通っておられない子どもさんと園児さんとの交流事業をしたりとか、そういったようなこともできるように進めて参りたいと思っております。地域子育て支援センターを認定こども園に併設いたしますので、ご家庭で乳幼児さんを見ていらっしゃる在宅の親子さんも利用していただけるような施設を併設というふうに考えております。
松井委員：よく分かりました。
長谷川会長：ほかにありませんか。
松原委員：介護の乳幼児も含みますか。要介護の子どもさんも含みますか。
湯澤局長：介護が必要な子どもさんということですか。介護というのは身体的な。
松原委員：当初そういう話が出たような。連合自治会長から聞いた話ですけど。あったようでしたけども、全くもう立ち消えですか。
湯澤局長：市の方で実は、医療的なケアが必要なお子さんのお預かりをさせていただいております。現在は米子市の南保育園に、看護師を配置してやっている事業ですが、将来的にどういう形になっていくか、今はまだ決まっていないですが、拠点とし

ての施設というのを市内のうち、１つの認定こども園で持たせてほかの施設について、看護師の派遣ができるのか、そういった形にはしていけるのかなという構想の段階ですので、看護師さんの配置がどこまで可能かっていうのが人材のこともあって、今はっきりとは申し上げられないのですが、その辺の構想は持っております。

松原委員：逆に、もしそういう構想があるなら建物自体、設備自体もそういう形であらかじめ造っておかないと、難しいのでないかと思いますけどね。

湯澤局長：基本的な、今保育園の方には医務室のような部屋っていうのは、スペースの関係上ですとか設置しておりませんので、例えば職員室の中にベビーベッドがあって、具合の悪い子どもさんがそこで休養してもらうしかできない状態ですが、新しく造る園につきましては、医療的なケアと限定するわけではないのですが、そういった設備も整えてはいきたいと考えております。

長谷川会長：ほかにありませんか。

高西委員：ちょっと聞いてみますが、統合する目的は宇田川の保育園も淀江の保育園も老朽化して、いつまでも使われないということで、早く統合してこの際１か所にするっていうことなのか。

　例えば、だんだん少子化で人数が少なくて運営するのが今のままではいけないので、統合をして合理化していくということなのか。

　もう１つはこれが造られたら、今の古い保育園は今後どうされるのか。今現在、淀江の幼稚園は米子市と合併する前から閉鎖になっています。市は何を考えているのか、雨漏りもして利用も何もしていない。

　そういうことも含めて、その３つを具体的に分かるようにお願いします。

湯澤局長：統合というのはおっしゃいますように、やはり老朽化というのがございます。

高西委員：要するに子どもさんがだんだん減って増えないので、宇田川、淀江としていれば合理的でないと。この際統合して１つにするということかな。具体的にどう推移すると見ているのか。

湯澤局長：子どもさんの人数につきましては現在の人口とかがあるのですけれども、子どもさんの人数が確かに減少していくということはあります。

高西委員：それは誰もが予想することだ。現実にマスコミでも議会でも話されて、子どもさんが増えるなんて誰も思ってない。推移はどんな具合に市として考えているのか。今はなんぼ、３年後はいくら、５年後はいくら、１０年後はどうかっていう具合には考えておられるでしょう。

湯澤局長：淀江町に住んでおられる０～５歳までの子どもさんの数っていうのを調べておりまして、５月１日現在の０～５歳の人数ですけども、淀江地区で１５８人いらっしゃいます。それから宇田川の方で３０人いらっしゃいます。それから大和の方で３５６人の子どもさんがいらっしゃいます。減少していく率っていうのが市の減少率っていうのを掛け合わせまして、もちろんそれは推計でしかないのですけれどもその数字から見ますと、大体３０年後になりますと８４％くらいになるのでないかというふうに。

高西委員：今から３０年後。もっと５年後とか１０年後とかせめて１５年後の推移を。もうちょっと分かりやすいのをね。税金でされるわけだから、市民が納得できる方法でないとできない。生まれた子どもさんが全部そこに入るわけでない。親御さんの勤務の関係で市内に行くということもあるかもしれない。そういうことも考えて計画を立ててもらわないといけない。

湯澤局長：もちろん米子市全体の子どもさんの数。

高西委員：米子市全体のことより淀江、宇田川のことを考えられないと。米子市全体のことなんか考えたって関係ない。浜や皆生なんて来るわけない。なんでそんな言い方されるのかな。

湯澤局長：保育園というのは淀江の方だけが来られる施設というわけではないです。

高西委員：淀江や宇田川に米子のまちの方から来られる方がいるのか。その中に淀江で勤めていて、米子から通勤しておられてという人もあるかもしれませんが、大半が地元の人に利用してもらっているのが目的でしょう。あなたが言っているのは特別な例だと思います。そんな人が５人も１０人もおられるわけじゃないでしょう。

湯澤局長：おっしゃるとおり淀江宇田川の保育園に通園される方は淀江町内の方が一番多いのですけれども、遠いところですと例えば、米子市の両三柳の方からとか西福原とかそういったところからも来られる方はあります。少数ですけれども。淀江町外から来られる方が、例えば淀江保育園ですと８名くらいです。

高西委員：それは例えば親御さんが淀江地区に勤務されているということですか。それとも米子のまちで利用できないので、こっちが空いているのでわざわざ子どもさんをお願いされているのか。

もうちょっと真剣に答えてもらわないといけない。みんなの税金でするのだ。あなたの小遣いでするわけじゃない。それを理解したうえで説明しなさい。

長谷川会長：ほかに、ございませんか。

松井委員：今の問題で統合する意味というのは、さっきおっしゃったように老朽化ということと子どもの人数が減るであろうという予測、推計も大事なことで、統計上の実際に減っていくというこの現実と、建替えについてのご案内の文章の中に淀江地区自治連合会及び宇田川保育園保護者会・淀江保育園保護者会から、宇田川地区自治会長連合会からも統合建替えの推進について要望書が出されましたと書いてありますよね。地域のみんなも要望していると、この要望が先ほどお話にあった老朽化と子どもの人数の関係であるということじゃないかなと思うのですけれども。

田口委員：全戸回覧で自治会長さんから昨日公民館だよりと米子市報と一緒に、この建替え計画のそのままの２年後にこうなりますという形で、これは審議会の説明資料ですけど、米子市子育て支援課課長さんのお名前で回覧板が回わっていますので、審議会で報告されていますけれども、行政としても意見も聞いて、説明会もして、住民の意見も聞いて、完璧じゃないけど意見を反映しながら、建替え構想に地域と相談してやりますということであくまで決定事項で。確か私の記憶では、令和４年度（開園）、募集年度とか記載されていませんでしたが。募集年度か募集人

員か何か。最後のところの開園のところにカッコ書きで。回覧で全戸配布された資料持っておられませんか。

湯澤局長：特には記述していないのですけれども。

田口委員：回覧で来ているということは、すでにこれは決定事項で動いていると、住民の理解も全部含めて。

中川委員：ただこの内容について、そこで決定みたいな感じになっているけれども、今までの保護者会とか地域住民に対しての説明会で、もうこうなりましたという説明会は開かれてない。すぐさまこれが出てきたから、あれ、おかしいじゃないのかと私は思っていた。

田口委員：回覧板で回っていましたので、審議会に報告で出ていますけども、すでに地域としては連合自治会とか保護者会とかで説明して年度までこうなって、土壌調査までやって問題ないから建てるという計画が全戸配布で回るということは、すでに私の解釈としては、決定事項ではないかなと受け取ったのですけどね。

中川委員：という形には受け取れますよね。

松原委員：今朝、回覧がきて今日審議会でこれをやらないといけないのかなと。

長谷川会長：一応審議会で報告をいただくということで、もし疑問点があったらその時出してもらって答えるという意味です。だから審議事項でなくて、報告事項です。

高西委員：ということは何を言っても意味がないということだな。

長谷川会長：ただ検討できることは聞いてもらって。

高西委員：決まったものでも、こうして意見が出れば、修正してきちんとされるっていうことなのか。

長谷川会長：審議会の委員さんのご意見も聞いて、取り入れてあるいは修正するそういう必要があるところは、意見を聞いて帰りますということですね。

湯澤局長：そうです。

長谷川会長：建替えに関してはよろしいですか。跡地の件は何か決まっていれば。

高橋支所長：跡地の件ですが、宇田川の方は地元と今後相談ですけれども、活用方法があればそのまま何かに使っていただくこともあり得ると。淀江については更地にします。その後の活用については、地元の自治会さんとも相談しながら、防災公園的なものにして欲しいという意見も出ていますので、そういったことを酌みながら進めていきたいと思っております。

高西委員：もうちょっと地元の住民の考えや要望を良く聞いてしてあげないと、合併前から「淀江公民館の辺は、集落の中の道路が狭くて消防車も救急車も入らないと。淀江保育園とその集落の間の裏に道路を新設してくれ。」という要望があったはずです。旧淀江町時代にはできなくて、確か合併協議会の中に担保したと思うのです。合併したあと４区やあの辺の人が「安全を合併前から要望しているのに、全然してくれない。」という声を度々聞いていたのです。

高橋支所長：更地にしますので、それに合わせて。あの敷地に隣接した道路はちょっと狭いので、広げないといけないなというのは私個人的にも思っています。その辺は

引き続き、私もあと１年しかないのですけど、次の支所長に引き継ぐようにしておきますので。

高西委員：その辺は淀江地区の土光さんも議会に出ておられるし意見を聞いてもらったりして、住民の要望は安心して住めるまちにしてあげないといけないと思うのです。

長谷川会長：ほか、ございませんか。

吉岡委員：幼稚園の跡地もありました。雨ざらしみたいなもので何年も前から臭いような。そういうものも含めての更地ですか。

高橋支所長：そうです。

田口委員：意見なのですけども、速やかに解体を同時進行で進めないと。更地にしました。これから住民の意見聞きました。これから予算の問題となると、やっぱり予算が付いて回るので解体予算、整備になるとまず最優先は新規に建てますと。次に解体の予算を計上して、更地にしました。その有効活用を地域住民が検討しますという形で防災公園、仮称だと思うのですけれどもできるだけ同じような進行で、どういうふうにするかは意見を聞きながら、必ず答えがこれだということはないと思うのですけれども、当然解体予算、整備予算、管理の方法、どういう目的にするのかというのが付いて回るのであんまり期間があるようでないので、少なくとも来年度くらいから、３年度くらいから事前にそういう意見の場をもって、同時進行でご検討いただければなと。特に淀江地区の場合ですね、長くなって申し訳ないのですけれども私、１区の自治会長しているときに、１区のところに児童公園がございまして、これが狭い公園なのですけども、これを米子市からの委託管理というような形で１区の自治会長さんの名前で１年間の維持管理契約を取り交わしています。当然維持管理契約をしているので維持管理に伴うという形で年間僅かな一定額の管理料をいただいて、その管理でいただいたお金は自治会の予算に計上しています。自治会の活動の中でこれは小さな公園ですけれども子どもさんが使うので、１区住民全員で草取りとか整備をしましょうというような形で、年間計画を決めて、年７、８回草取りとか掃除の管理をさせていただいております。そういった観点からも大きな公園を仮に更地にしたとしても、全く子どもさんとか活用する場がないので、例えば解体するまでに、半分の運動場の辺りのところについては、解体するまでだったら公園みたいな形に仮設でして、年数が即できたらいいですけど、できなければ、そういう場所がないので半分くらいはして、例えば１区の児童公園のように淀江の近隣の自治会に相談をしながら、管理をしていただくとかいう形で前もっていろんなことの検討を是非とも進めて、同時進行くらいの形でできたらお願いしたいなというのが、意見として述べさせていただきたいと思います。

長谷川会長：ほかにございますか。

田中委員：先ほどの医療的ケアが必要な子どもさんは、看護師の配置を考えないといけないという話だったのですが、医務室のようなものも今後検討というお話があったと思うのですが、その内容というのは、病児保育ということも視野に入れておられるのですか。

湯澤局長：病児保育ということになりますと、今度はお医者さんが必要になるというのもありまして、今のところ公立での病児保育の実施というのは。

田中委員：そうすると医務室の利用というのは。

湯澤局長：休養できるというか、在園児が体調悪くなったときに休むことができるようなスペースになるのか、今は本当に職員室の中にベビーベッドのようなものを置いて、人がバタバタするようなところになると思うのですけれども。

田中委員：お母さんが迎えに来られるまでのところというような。そういう感じのところですか。

湯澤局長：落ち着いて休んでもらえるようなスペースは作りたいなと考えております。

長谷川会長：ほか、ありませんか。

土光委員：先ほどの関連なのですけど、病児保育とか医療的ケアというのは看護師さんとか医療従事者が必要なので、米子市全体のことですぐにとは言えないと思うのですけど、それとは別に統合の必要性として、ある程度規模を確保すると、例えば発達障がいの子どもとか、支援が必要なそういった子どもも、規模がある程度あれば専門員とかそういった職員を配置して、そういった受け入れができるようになるというか、それが１つの統合の理由だったと思うのですけどその辺は変わりがないですね。その辺が曖昧だったので。

湯澤局長：明確に障がい児さんということではないにしても、そういった介助が必要な子どもさんですとか今、公立の保育園では０歳児の保育はしていないのですけれども、１園だけ乳児保育やっている保育園があるのですけど、そういった年齢的なところも乳児の保育ですとか、そういったことも考えていきたいと思っております。

土光委員：そういったことも新しくできる園でやっていきたいと、前から言っていたと思うのですけれどもそうなのですね。

湯澤局長：はい。単純に老朽化ということだけで終わらせずに統合させていただくことで、集中的にそういったところを実施できるようにというふうに、子育て支援センターもそうなのですけれども、そういったところで考えさせていただいております。市の委員会のほうでも説明をさせていただいておりますので。

土光委員：それともうひとつ定員のことなのですけど、元々新しくできるのが定員１５０名の施設というふうに言っていたと思います。今参考までに、淀江と宇田川の定員の数、実際に今、通われている子どもの数、それを教えてもらえませんか。

湯澤局長：定員のほうは淀江保育園が１１０名です。宇田川が４５名でございます。

土光委員：要は定員のことなのですけど、今の施設の定員が１１０と４５、１５５名ですよね。今度新しいところは１５０名。定員だけでいうと少子化云々といわれているけど、令和４年度くらいから定員１５０で開園して、これはたぶんですけど、新しく公立の園ができたということで保育園にはいわゆる学区制がないですから、ほかのところからも希望する方がそれなりにいるのではないかと私は思うのです。言いたいことは、淀江とか宇田川、地元の住んでいる人が今でもなんですけど、希望しても入れない家庭があるので、定員１５０名規模ができて、定員だ

けでいくと１５５が１５０になって、外からも新しい園だということで希望が多く出るということで、地元の人が、より入りにくくなるようなことになり得るのでないかという、そういう心配を私はしています。せっかくこういった地元で統合保育園ができるので、近くの保育園を希望するのに行けないという事態はできるだけないような形でいろいろ考えて欲しいというか。前言っていたのは定員１５０人規模だけど、いろんな緩和措置云々で実際は２割増し、数でいけば１８０だけど、そのくらいは受け入れることができる。そういった体制だという話も聞いているので、その辺は柔軟に対応して欲しいというふうに思っているのですけどいかがでしょうか。

湯澤局長：今おっしゃっていただいた通り、定員の１．２倍まではお受けすることができることになっています。職員の配置の問題もございますけれども、そのあたりは柔軟に対応していきたいと思っております。それから先ほど現在の入所人員ということでお尋ねでしたけれども、１１月１日現在の数字ですけれども淀江保育園の方が１０２名、宇田川保育園の方が４８名となっております。

長谷川会長：ほかにございませんか。

中川委員：全体構想で公立保育園を統合という形で伺っていますけども、将来的に指定管理者とか民間の方に移すということはないでしょうね。

湯澤局長：今そういう計画はございません。

中川委員：将来はどうなのですか。

湯澤局長：将来のことを断定的に今、申し上げられないのですけれども。

中川委員：統合していってどんどん市のほうから公立保育園が離れていくと指定管理者になると、ここで指定管理者に手を挙げるのはどこかと考えたら隣のところしかないのです。言ってみれば。そういうふうにならないと私は願っているのですけど。したらいけないということをね。ここで話が進むようだったら肝に銘じておいて欲しいです。

湯澤局長：ご意見確かに賜っておきます。ありがとうございます。

高西委員：ちょっと聞いてみますが、なんでこの地域の淀江や宇田川の人が子どもさんを預けたいのに預けられないのかな。外部の人を入れて。地元の人を優先的に入れて、なおかつ余裕があるなら分かるけども、外部の人が来て淀江や宇田川の人が入れないのはなぜか。

湯澤局長：保育園の地区割りというのを米子市は特にしておりませんので、全市が一区という形で子どもさんをお預かりして、どこの地区にお住まいの方もほかのどこの地区でも申し込みができるという形になっています。それはお仕事の都合の良いところを選んでいただいて、ご自宅に近いところを選ばれることも多いですけれども、制度上そういうふうに設定をしておりますので、必ず淀江町の方が淀江の保育園には。選考というのがありまして保育の必要な条件みたいなものに当てはめた点数付けを上から付けていって、申し込みの方の点数で上から機械的に入所者の方が決まっていく。

高西委員：弓浜や皆生の方からでも入れなるわけ。ちょっとおかしい。地元の宇田川や大和の保護者なんかに聞く必要ない。

湯澤局長：その地区にある保育所の統合ということですので、現在の利用者の方とか、周辺の地区の方のご意見を聞かせていただくのは、必要じゃないかなとは思っております。

長谷川会長：統合建替えについて、ほかにありませんか。

中川委員：ただ回覧だけでこうなりましたと言うのでなしに、平成３１年の３月ですか地区の住民説明会がありましたよね。その中でも相当突っ込んだ話が出ていたと思うのですよ。だからこういう会をもう一回開いて住民に説明されるべきでないかなと思いますね。自治連合会が要望書を提出したというのは、ちょっと勇み足じゃないかなと思いますね。住民説明会に出た人の意見というのは全く組み入れられてない。ただ場所にあまり良いものが埋まってないのではないかということで、土質の掘削調査をしていただきましたけどそれの結果すら、その時に出た人に対しては、みんな話聞いておられるわけですよね。そういう会でこういう経過でこういうふうにしたからということをもうちょっと親切に話された方がいいと思います。回覧だけでなしに。

長谷川会長：ほかにありませんか。そうしますとこの案件については終了したいと思いますので、子育て支援課の皆さんありがとうございました。

【子育て支援課退席・総合政策課入席】

議事（１）「米子市まちづくりビジョン(案)」について説明を行い、質疑・応答に移行。

長谷川会長：米子市まちづくりビジョン(案)についてのご質問ご意見がございましたら。

土光委員：資料２米子市まちづくりビジョン、この中の５４ページ。先ほどの説明で名水の保全とか云々という意見を出して、こういった経緯で最終的にこうまとまったという説明をいただきました。最終的には今日の資料２の５４ページの赤字の部分ということですね。これに関しては私としては、ちょっと納得できないということです。具体的に言いますと私は、淀江町というのは名水の里というかそういったことで古くから「水と緑と史跡のまち」ということでやってきた。だから名水の保全というのをきちんと入れて取り組んで欲しいというふうに言いました。まず、納得できない理由が２つあって保全というのが全くないです。単に活用するじゃなくて、まず保全をするというのがきちっと文言で入れて欲しいと言ったわけです。それが１つ。最終的にあらゆる地域資源。名水という言葉も消えました。言葉でいけばあらゆるだから名水が入るというのは、そういう説明でしたけどやはり具体的に言葉で名水というのを入れないと、その思いはきちっと文章で表現できないと思います。先ほどの説明で淀江町の地域資源というのは名水だけではない、ほかに水産資源とかサイクルカーニバルをずっとやっているとか淀江傘とかというのも落としがたいというのだったら②のポツで付け加えれば良いと私は思います。それをあらゆる、で全部というふうにしてしまうと結局

何を言っているか分からないということになるので、具体的に名水からそれこそ淀江傘とか水産資源とかというふうなことも含むと、そういう認識ならそれがちゃんと分かるようにポツを増やして入れたらいかがでしょうか。名水の保全というのをきちんと入れて欲しいというのがこの修正案を見ての私の意見です。

長谷川課長：５４ページの記載のことについて、ご意見いただきましたが、本部会議での議論について補足させていただきますが、まず保全についてということでございますけども、地域資源を活用するということに当たりましては、活用するためには保全は前提となっておりますので、保全ということは特に謳わずに活用するというところに含めて記述をさせていただいています。それから「あらゆる」というところですが、名水といった例示をする方法も１つでございますけれども、ほかにも様々に地域資源がございますし、長谷川委員からも意見でいただいておりました淀江傘もございました。そういったことも含めまして様々に地域資源がございますので、どれとどれを例示するよりもこういった地域資源に恵まれた地域であるということで、それを総称してあらゆるということで表現するということで、こういう一文で表すということにさせていただいたということです。

長谷川委員：土光委員の意見とも重なるのですけれど、知っている者にとっては、あらゆるというのは、すぐ分かるかもしれないけど、そうでない米子市民にとって淀江のあらゆる地域資源って、具体的に何も分からないと。それだったら例示的に名水であるとか傘であるとかあるいはそれ以外などの地域資源っていう表現だったらまだ分かるのですけど、それを十把ひとからげにして、あらゆる、と言えば何でも入ってしまう。

　それからもう１つ、①のところで伯耆古代の丘エリアの活性化ということでエリアは、上淀地区だけなのです。それ以外のところの淀江の資源というのは①には含まれてなかったので、そこだけでだめだというので名水もあるし傘もある、さらに言えば壺瓶山でも結構素晴らしい景観もある。そういうことを含めるのだったら、ここの表現はあらゆるではなくて例示的に示したうえで、全ての分をという表現のほうがずっといいと思う。名水だけじゃないぞ、もっとたくさんあるよという意味で、たまたま意見の欄には淀江傘っていうのは例示的に挙げた、そういう経緯がありますのでちょっとこれではあまりにも大雑把すぎるなという印象を持ちました。

八幡部長：ご意見をいただきましたけども、まず５４ページを見ていただきますと【現状と課題】というところに淀江地区には、国史跡指定の妻木晩田遺跡云々からですね、具体的なものは、【現状と課題】のところである程度は挙げてあります。全く何も書いてないわけではなくて、そこの【現状と課題】の中で具体的に名水のことも書いてありますので、それが書いてあるという前提で、あらゆる地域資源を活用したというふうに書かせていただいたということをまずご理解いただきたいと思います。それでこの部分について基本的に今回のビジョンにつきましては、こちらの淀江地域審議会、あとは計画策定の審議会、それと市議会、あとは内部ですけど本部会議、その４つの会議があってそこでいろんな意見がある中で

最終的に現時点での考え方というのが「あらゆる地域資源を活用したまちづくりの推進」。ある意味あらゆるという表現させていただいた中には、もっともっと地域資源はあるのでないかと。それを全て書くというのはなかなか難しいので、基本的にこのビジョンというのは全体を見ていただければ分かると思いますが、非常に簡潔な書き方をしてあります。だからそういう中でこの書き方をさせていただいたということを、１つご理解をいただきたいと思います。さらに先ほど土光委員や長谷川委員が言われたようなことを書くべきだということでありましたら、それはそれで本日の付帯意見の中に、それはまとめていただければというふうに思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

長谷川会長：ほかにございますか。

中川委員：序論のところに米子市全体ということは分かるのですけども、やはり淀江の地域特性ということを考えた時には、淀江町は合併前に町民憲章というのを作って、これに向かってまちづくりをしていこうという精神があったはずなのです。そのあたりを序論の中に、まちづくり憲章がどうかという文章は入らないですか。

八幡部長：旧淀江町のまちづくり憲章については、今回のこれは全体的な米子市のまちづくりビジョンでございますし、もしそういうことを入れますと旧米子市はどうだとか、結局そういうような議論になって、一体的なものにならないということもありますので、そこのところについては、現時点では入れるつもりはございませんので、１つご理解をいただきたいと思います。

長谷川課長：そうは言いましても、米子市の中にある良質な地下水とか特徴の１つでございますので、２ページの自然環境というところには記載をして欲しいと。旧米子市、旧淀江町っていう書き方じゃなくて米子市にはいろんな特徴があるということでそれは書かせていただいて。

中川委員：あの辺がすごく良いことが書いてあってそれは合併当時、合併するまでの淀江町の議会いわゆる淀江町の総意ということであそこに残っているわけですから。

長谷川会長：ほかに。

土光委員：だから最終的には私は、先ほど言ったような意見なので、審議会としての意見をまとめるときにぜひその辺を入れて欲しい。先ほど私の質問に対する回答で、保全というのを入れて欲しいということに関して「活用するということで保全するのは前提だ、当然だ。」と言われたので、それは言い方が悪いけど詭弁だと思うので、保全をして活用するというふうに明示すべきだと思います。

長谷川会長：ほかにございませんか。

　そうしましたら意見として、前もって３名の委員から出していただいていて今日の資料にまとめさせてもらいました。それを出してください。「米子市まちづくりビジョン（仮称）の策定に関する事項」に対する答申意見。これについて審議会で話し合いたいと思いますので。まず松原委員の方からこの文に対して補足というか説明をお願いします。

松原委員：最近では去年の暮れに鳥取市民体育館がＰＦＩ方式で開館しています。１月９日に未来中心で鳥取県立美術館、ＰＦＩ。これは鳥取県の不手際で３００人も聞

く人がいないだろうということで申し込んだが、抽選ということで自分は抽選に漏れたのですけど、２日前になって小ホールから大ホールも開放しますということで、聞きに来てくださいということで聞きに行きましたけども、結局新聞には６００人って書いてありましたけども、実際５００人くらい関心持った人がいるな、というのが分かりました。そういう意味では米子市もお金がないということになると、民間でできることは民間にＰＦＩ方式で投げかけてみれば、全国の企業から募集をするわけですから、うまくいくのでないかなということで、大いにこの活用をして欲しい。ただ県立美術館の話を聞きに行ったときに、新聞社も書いていましたけども、真ん中の２番目にプレゼンしたこの企業は外観も素晴らしい、中の内容も素晴らしい。ただ金額は、１５０億円に噛み合わなかったので断念したのでないかと思いますけど、やっぱり良いものは良いで元が取れるはずですから年間３０万人の集客を図る、その世界とのパイプが繋がっているということを非常に訴えていましたけど。そういうことで一般では、もちろん口は出せません。反対意見も、拍手もできません。米子市もこういう方式を取り入れて、一般市民に公開すればいいでないかなと。ＰＦＩをやるならですよ。そう思いました。

長谷川課長：ご意見ありがとうございます。ＰＦＩ方式というのは、今後、公共施設を閉鎖したり運営したりしていくときには、当然考えていくべき手法ということで、資料２の２０ページの方に記載させていただいています。２０ページの②の２つ目の項目ですね。民間事業者との連携推進というところで、公共施設整備におけるＰＰＰ、ＰＦＩ手法の優先的検討ということで、ケースバイケースかと思いますけども、ＰＦＩ手法が有利であれば、積極的に検討していくということで、ビジョンに盛り込んで進めていこうと考えております。実際に運営の仕方ですね、公開ですとか、それは実施の際に考えていくということになろうかと思いますので、その辺はご了解いただきたいと思います。

松原委員：了解しました。

長谷川会長：続きまして、長谷川委員の出された意見をお願いします。

長谷川委員：私の方の意見について説明しますが、その前に議事について聞いてみたいことがあります。米子市まちづくりビジョン、何度読み直しても分からない部分がたくさんあって、特に言葉の理解に苦しんでいるところです。例えば２０ページのところで「地域組織、ボランティア団体等」というところで「地域組織」という言葉で次の２１ページになると「地域で活動する団体」が、これって具体的にどう違い何を意味している団体なのか、あるいは文章の中で「関係団体との連携」っていう、「関係団体」っていう言葉を使われているのでそこら辺の使い分けがこのビジョンの中でどうなっているのか教えてください。あとの説明にも関連しますけども、特に２１ページでいう地域で活動する団体っていうのは、具体的にどういう団体を予定しているのかなっていう。２０ページでいえば一番上に地域組織ってあります。これは具体的にどういう地域組織ですか。

八幡部長：地域組織ですけれども、例えば具体的に申し上げますと「環境をよくする会」とか「交通安全えがおの会」とか自治会も含まれます。そういう地域で様々な会、組織がありますので、それらを総称して地域組織というふうにしています。

長谷川委員：次に２１ページの地域で活動する団体。

八幡部長：基本的には中身的には同じなのですが、言葉として地域で活動する団体というのが、それこそ公民館を拠点にする団体をイメージしていると思うのですけど、言葉としてはそういう書き方をさせていただいたということだけでございますので、そこが分かりにくいということであれば、所管の方と相談して、そこの整理は基本的には同じものだというふうに理解しておりますので、要は「地域で活動する団体」というのは、２０ページで言います地域組織、ボランティア団体等それらを全て含むというようなことであると思いますので、そこのあたりについては整理させていただきたいなと。

長谷川委員：例えの例でいきますと淀江町内にもいろんな団体あるのですけど、一番目新しいところでいけば「鳥取の魅力発掘プロジェクト」っていう団体がある。それが中心になって道草日和でいろんな事業をやっているのです。そういう団体は２１ページの地域で活動する団体に入るのか入らないのか、どう解釈すれば良いのですか。

八幡部長：ここで規定しておりますのが、一律的に確かに全地域で先ほど私の方がお話しをさせていただいた団体が、それぞれ地区であるのですけれども、この道草日和の団体というのは、淀江地区にしかない団体だと思いますが、仮に私、福生ですけど福生にしかない団体とかいろいろあると思うのです。だから基本的には地域で活動する団体というのを、漠然とした書き方がしてありますけども、それをあくまでも地域のまちづくりに資する地域で活動する団体については、今後の活動を継続できるように条件整備を行わせていただきます。そういうことです。

長谷川委員：ということは含まれるということですね。ちょっと私の方の意見について最初に、ページで言いますとまちづくりの基本方針の中の４３ページですか。タイトルが【地域資源を活用した観光施策の推進】というそういう見出しの中でお願いしたいなということなのです。以前にも言った通り例えば地域に埋もれている資源、それを観光資源として活用するという観点で捉えたときに、ここのページの中に淀江が全く見当たらないのです。あれだけ淀江は史跡の宝庫だって言われて、市の方も認知していながら、それを観光資源としていかそうという姿勢が全く見えないので、できれば、特に伯耆古代の丘エリアにおける観光商品の造成ということで観光プラン、商品的な取組をして欲しいっていうことと合わせてそのエリアに向けての誘客というものも、この【地域資源を活用した観光資源の推進】という、【主な取組】の中にひとつ入れて欲しいな、ということです。それが要望の１点目です。

　次に５４ページのところで言いたいのは、重複したので意図するところは「あらゆる観光資源」と表現するのであれば、せめていくつかの例示を前提にした説明でないと、全く分からない人にとっては何のことか意味が通らない。そういう

ことなのでできれば、そこの表現についても検討をお願いしたいと思います。

もう１つ目は、同じく５４ページのところでいろんな施策というのがある中で、結構淀江町内にいろんな人たちがまちづくり、地域づくりっていう観点で活動されている。さっき申し上げました「鳥取の魅力発掘プロジェクト」っていう任意の団体もありますし、また地域の中で細かいことでいえば、宇田川地区のリスネットっていう女性の方たちが公民館中心でやっている団体。あるいは宇田川地区は、特に沖縄の読谷村と交流するような団体もやっていて、ちょうど今こっちに来ている。公民館活動をひとつ置いたところのいろんなそういうまちづくりに関わっている団体がたくさんあるので、できればそういう団体ともまちづくりの推進ということで、ここで協働という言葉を使ったのは、これまでずっと米子市が１つの施策として住民参画協働っていう言葉を、この前の総合計画の中でずっと使ってきたのに、全く協働という言葉がなく、これは単に民間だけじゃなくて行政と地域の団体が一緒になって地域づくりをしようっていう精神が、前提にあるので官民っていうことはなくても協働によるまちづくりの推進っていうのを、特にこの淀江エリアでまちづくりの手法として、重点を置くっていう意味で加えていただきたい。

以上３点を要望する次第です。

八幡部長：これにつきましては、付帯意見に皆さん方が入れられるかどうかということでございますので、私どもとしては、これに対して特別こうですということの意見はありません。確実にこの場で変えられるというものでありましたら、お答えはしますが、一応現時点での案というのはお示しさせていただきまして、これに記載されていない部分でございますので、そこのところは皆様方が淀江地域審議会で意見としてこれは載せないといけないな、ということであればそれはそれでよろしいかと思いますので。私どもの考え方としてはそういうことです。

長谷川会長：次の田口委員から出していただいているところをお願いします。

田口委員：正直申し上げまして進め方とか理解していないこととか、資料のあまりの多さに理解不足のところが、皮肉でもなんでもないですけど、非常に多いので先ほども文言とか聞きましたけど、大きな括りをされていますので重箱の隅を細かくつつくと分からないところたくさんありますが、別に今いただいている資料で文言の微調整の案として出しました。文言として私の個人的な意見で２点ほど出しました。

途中であとから自宅に送られてきました資料２の９ページで言葉尻を捉えるわけじゃないですけど、コンパクトプラスネットワークというわけの分からない形になっていまして、これは少なくともコンパクト・プラス・ネットワークという意味の方で解釈したのですけど、そういう表現は、そう直されたらどうかというのがひとつの意見です。

それから２１ページの資料なのですけれど、公民館を拠点とした地域のまちづくりということですけど、個人的な意見で地域の実情に応じたまちづくりという

のは住みよい地域のまちづくりというふうに表現した方が市民の皆さんに理解できるのでないかと。

それからその中で、項目の中で、私の個人的な意見で提出させていただきましたのは、主な取組のところでですね、いろんなことを進めていこうと思いますと、現時点でこの取組の中に、条件整備という記載がありますけども、条件整備といえば大きくなっていますのでこの中に当然、人、モノ、金が入っているのは、当たり前のことだと思うのですけれど、これから先ここに書いてあります、公民館活動の取組の推進が、いろんな意味で重要性が増してきているのではないかなというふうに思います。その中で、先ほどもお話がございましたけども、いろんな各団体とか地域の組織の中で、いろんな役員の方が高齢化となったと、世代交代とか自治体ごとの進め方というのがいろいろ変わってくると思いますので、地域のコミュニティを充実強化しようと思いましたら、やっぱりいろんな意味で、人づくりというのが欠かせないのでないかなという思いがございます。この文書の取組の中に、人的体制整備であるとか、自立促進とか負担軽減等の文章がございますけども、この中に私が文章までよくこうした方がいいというまとめができておりませんけども、できれば人材育成というのは、大げさなのですけど人づくりというような観点から、何か表現を入れていただいた方が良いのではないかなというので、あくまでも意見として書かせていただきました。

八幡部長：国交省がコンパクトプラスネットワークという言葉を使って、田口委員がおっしゃいますように、なんのことかよく分からないなという意見があると思いますので、そこはコンパクトプラスネットワークというのが、これはきちんと事例としてこういうものだということの注釈を加えます。国交省関連のまちづくりではこれがあるのです。おっしゃる意見はごもっともだと思いますので、注釈を必ず。あとの２つにつきましてはご意見ということで審議会の中で、こういうご意見として付帯意見としてどうするか、この審議会の中でご議論いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。最後の人づくり、人材育成というのは、気持ちは全く一緒でして、特に自治会等で高齢化に伴って担い手不足というのが一番の課題となっています。ですから問題の認識としては、全く同じであるということだけは申し上げたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

田口委員：ありがとうございます。

長谷川会長：今３人の方から説明いただいたのですけど、これに関連することで何かありますか。

松井委員：長谷川委員の意見の中で①伯耆古代の丘エリアにおける観光商品の造成、これすごく大きすぎて、どういうことかなということやら、それからこれを館で行うのかということになりますと、本当にそれでいいのかなという。誘客の促進だというのはＰＲとかいろいろな手立てはありますけれども観光商品の造成となるとえらいことでございまして、可能かとか。これが理想といいますかこれができれば本当に活性化もあるだろうなということは予測ができますけれども、ちょっと高すぎるのでないかなと思いますがいかがですか。

長谷川会長：そういう検討につきましては、答申の具体的意見はどうするかっていうところでしたいと思いますのでちょっとお待ちください。

土光委員：観光商品の造成というところでなかなかイメージが付かない。もし長谷川委員でこんなイメージがあるとか説明してもらえば。

長谷川委員：補足説明しますとちょっと大げさに言ってどういう表現かっていうのは、僕も迷って書いたのですけど、具体的な例でいけば、せっかく妻木晩田があって上淀廃寺があって向山がある。そうすると古代の歴史観光コースみたいな、そういうものを作って、それを特に観光事業の１つの商品としてどんどん外に向けてアピールして欲しいという意味。やっぱり今あるものを、もっともっと情報発信をして欲しい。展示館に勤めていたときに説明すると、みんな外から来た人がなんでそんな良いものをもっと宣伝しないのって言われて、じゃあそれを誰が主体的にやるかっていうと、やっぱり行政が力入れてもらわないと１展示館では、なかなか情報発信が弱いので、それを施策として積極的に推進していって欲しいという意味で、それを言葉としてどういう表現したらいいかなというので、観光商品の造成という聞きなれない表現にしたということは、ご理解ください。

高橋支所長：この件につきましては、私どもも県政要望で昨年から県の方にはお願いをしております。今、鳥取県のむきばんだ史跡公園、米子日吉津商工会、株式会社白鳳、それと米子市で構成します「淀江地域振興に向けた伯耆古代の丘エリア関係者会議」というのを作っております。この中でも今、長谷川委員がおっしゃったように山の上から下までぐるりと回れるようなコースづくりを検討していきましょうということを話し合っているところで、時間はかかるかとは思いますが、当然遊歩道を整備したりですとか、サインなどを直したりですとか、いろいろしなければいけないこともありますし、あとはボランティアの方に頼まないといけないですが、解説の方をお願いしないといけないとか。そういったことをこれから準備して話し合っていきましょうという段階ではあります。

長谷川委員：せっかくだったらこの欄の具体的な事業の中にそれも１つ入れてもらった方が、より良いのでないかなと。

松原委員：妻木晩田は県営になって、なんで上淀廃寺は県営にならなかったのかその当初。それはおかしいのでないかと思いますけどね。国営公園にするっていう話まで出て、国営公園だと面積が足りない。なら国指定公園にしようか、これもちょっと難しい。県営にもならずに米子市で終わっています。その経緯を知った人がおられたら。

高西委員：確か、大山町とか米子市とかあそこは両方になっているでしょう。もとは大局的な考えになって、やろうというならいいけどもそうじゃない。

松原委員：そういうことですか。

長谷川会長：まちづくりビジョンに関して、ほかに総合政策課に聞きたいご質問、ご意見がありましたら出していただいて。

土光委員：田口委員の意見で、２１ページで、③単なる地域のまちづくりじゃなくて住みよい地域のまちづくりとしたらどうかということですよね。もう１つは条件整備というのは、人材育成とか人づくりというのを分かるように言ったらどうかで、

これもちろん委員会で一致すれば意見としてまとめていいと思うけど、そこまでしなくても。意見として改めて聞くと単なる地域のまちづくりも住みよい地域のまちづくりも非常に意味も分かるし落ち着きもいいし、それから条件整備って今、答弁でもあったけど人材、人づくりというのを念頭に置いてとかいうふうに言ったので、人材育成などとか人づくりなどの条件整備というように入れてしまえばいいと思うのです。同じ意見だったので前向きに検討すると言ってもらえば、あえて意見具申までしなくて良いかなと。どうですか。

八幡部長：今日お示ししておりますのは、現時点での最終案。冒頭で申し上げましたのは今回のこのまちづくりビジョンを作らせていただく際に淀江地域審議会もですが、もともと計画本体を作る審議会というのもあります。なおかつ市議会の常任委員会でも説明もしましたし、パブリックコメントですとか、当然中の本部会議などありますから、例えば極端な話でいうとこの審議会ではこういう意見が出たけど、別の審議会では違う意見が出たケースもあります。ですから、あくまでも私が申し上げたいのは、きちんとした形でご意見を最終的にいただけませんかという、お願いをさせていただいているわけでございまして、今日それぞれの皆さんのご意見につきましては、先ほどのコンパクトプラスネットワークについては文言の解説ですからそれは、事務局の判断ですぐできますというお話をさせていただいたのですが、例えばこの文言の修正部分ということになりましたら、やはり審議会でご意見をとりまとめていただいて、それでご意見をいただきたいということでございます。皆様方にはご面倒をおかけしますが、そういう流れでございますのでよろしくお願いいたします。

長谷川会長：ほかにありませんか。ないようでしたらこれで総合政策課の説明を終わりにしてこの後、答申の文案について移りたいと思いますので、総合政策課の皆さまご苦労様でした。

【総合政策課　退席】

答申案作成の前に１０分間の休憩をいたします。４時から再開します。

【休憩中】

長谷川会長：再開します。

答申書についてですけど、答申意見の下に前回の答申書を載せています。前回はこういう形での答申をさせていただきました。それから前の審議会のときにも、とにかく全体への評価というか、全体のまちづくりビジョンに対しての答申とさっきから出ているような付帯意見をどういう形で付けるかっていうことで、付帯意見の付け方には例えば、この中でさっきから出ているような意見の中でこれは付帯意見としてしようっていうので、審議会としてのまとまったものにするということもあるし、場合によっては個人意見という形で付ける場合もありますけど、皆さんのご意見を。その前にまず全体への答申ですけれども、この前のときにおおむね妥当みたいな表現でいいのでないかと言われたのですけれど、その辺についてはどうでしょうか。

土光委員：全体に関してということで、私はおおむねというのを入れたほうが細かいいろんなことがあるので、妥当というと全部良いみたいなニュアンスになるので、おおむねというのは入れたほうが良いのではないかと思います。

長谷川会長：という意見なのですけれども皆さんいかがでしょうか。

委員一同：異議なし。

長谷川会長：本審議会はおおむね妥当と認めたという文章で検討させてもらいます。

土光委員：なお書きの方ですけれども、これでおおむね良いと思いますが、これって総合計画はもちろん地域審議会とか本編の審議会や議会とかいろんなところで意見を聞いているのですよね。そういう意見を反映して最終的に出来上がるものだと思うので意見を十分に反映し、付け加えて、ちょっと文言が浮かばないけど、例えば広く意見を聞いたうえでとかそれに類するのを入れたらどうかというふうに思います。

長谷川会長：例えば審議会の審議の方で出された提言や意見を十分に尊重されるようにみたいなこと。

土光委員：別に反映しで良いと思います。これからもいろんなところでまだ議論される場があるので、そういう過程を経るので、さらに幅広く意見を聞いたうえで、市民目線に立った計画を策定することというようなのを一言入れたらどうでしょうか。

松井委員：私は審議の過程で出された提言と書いてありますので、さらにそれを加えるということはなくてもいいと思います。

土光委員：あくまでなお書きの審議会というのは、地域審議会のことだと思います。だから地域審議会の審議の過程で出された、単に意見だけでなくて議論の過程も反映してください。これは地域審議会のことを言っているのだと思うのですよ。私が付け加えたらどうかというのは、単なるここの地域審議会だけではなくて、いろんな別の審議会とか市民から直接意見聞くとか、もちろん議会もあるし、そういったいろんなところでまだ意見を聞いて、最終的に決めるということなので、そういった意味でさらに幅広く意見を聞いたうえでみたいな。

松井委員：でもこれは、審議会で答申ということですよね。別にほかの会議の話もしっかり聞きなさいっていうことは別に書かなくても良いと思います。審議会で答申するわけですから、審議会で出された提言を十分に反映して、そして計画を策定してください、これでいいと思いますけど。

土光委員：その考え方もそうだと思います。ただ私があえて入れたらどうかと思う理由は、おおむね妥当と認めるのです。おおむねなんですよ。だからやはり細かい事とかいろいろ、それはこの地域審議会としても、うちの審議会はこんな意見を出すけどほかの意見を幅広く聞くということも、審議会としてそういったことも意思表明してもいいのではないかと、そういう思いからなのですけど、そこまで必要ないというなら書かなくても。

松井委員：そこまで言う必要ない。そこはやっぱり信頼しましょう。

長谷川会長：皆さんはどうですか。ほかの方。

田口委員：私は、このままでおおむねさえ入れれば良いのでないか、というのは私の意見。妥当となると完全にこの資料がとなるけど、おおむねですからいろんな意見を聞いて、いろんな変更があるかもしれないけど、大筋的にはというのをおおむねという言葉で表すのでないかなと。日本語的にはそう思う。答申としての文章はいいのでないかなというのは、私の個人的な意見です。皆さん方どう思われるか分からないですけど。松井委員の意見と私は一緒です。

松井委員：賛成です。

長谷川委員：ちょっと１つ確認したかったのは、過程で出された提言、意見は具体的にどんな提言とか意見をここで議論しているのか。

長谷川会長：それはずっと議事録に載っているいろんな意見や提言を言う。

長谷川委員：次にその提言と付帯意見をどう使い分けるのかっていうのはどうなるのか。

長谷川会長：付帯意見はここのまちづくりビジョンのここのところをこう変えて欲しいとか、ここのところはこれを追加して欲しいっていう、具体的な細かい文章の変更とか追加を求めるのが付帯意見。

長谷川委員：その前文で出された提言と重なる。

長谷川会長：付帯意見というのは具体的にきちっと出して。

田口委員：重なると思うのですね。重なっていろんな修正が入ってきているので。

長谷川委員：逆に言うと提言や意見というのは言ってみれば枕詞みたいなものだと。

吉田委員：答申に合わせた意見、反対があって淀江の審議会が付帯意見と出しているのは、淀江のことを考えて出したいっていうことの重要度がちょっと違う。淀江は淀江地域審議会としては、これだけのことは言いたいっていうのを付帯意見の中に入れるっていうことで。

田口委員：それでいくと今まで意見が出ていた 54 ページのところで淀江と文言が入っているのはこの 54 ページだけなのですよね。

長谷川会長：淀江地域審議会としてここにこういう具合にと言ったら、別に淀江のことに限定した部分だけじゃなくてもいいと思いますよ。審議会として出すのだから。

田口委員：でもあんまり多くすると考えがまとまらなくなる。

土光委員：答申の中の審議の過程で出された提言、意見というのは例えば個人の意見として言った提言がありますよね。こういった要望があるとか。そういったことを指していると思えば良いと思いますよ。付帯意見というのは、審議会として言っているのだから中身がだぶらないと思いますよ。

田口委員：だから会としての意見なので文章表現が良いとか悪いとか、これ直せとかそんな次元のことじゃなしに例えば今、長谷川委員の意見が出ていたけど 54 ページのところで史跡とかそういう案件で審議会としてこの表現が悪いとか良いじゃなしに、その地域のことを考えて史跡とか水とかそういうものを入れてはどうでしょうかと。例えばそれをするとすれば文言を付帯で入れるかどうかくらいでしょ。意見としては。そういう意味だと思うのですよ。そういうことじゃないのですか。理解不足で申し訳ないのですけど。

土光委員：付帯意見というのは、審議委員が基本的に全員かどうか分からないですけど審議会として言う意見で、中身が基本的に地域審議会は、この前ちょっと議論があったけどこのまちづくりビジョン全体について意見を言うわけだから、別に淀江以外のことを言っても良いわけですよね。それから文言上のことを、会として言ったら良いわけですよ。それはとにかく付帯意見というのは会としてこれを言おうということなので中身はそんなに限定せず、一致すれば何でも言えば良いと思うので。

田口委員：限定すれば良いと思うのですけれども。

長谷川会長：だから付帯意見については前もってこういうのを出してくださいっていうので３名の方が出されているのと、あと土光委員から淀江の名水っていう言葉を入れたらどうかっていうのが出たのでそれを中心に。

田口委員：ということでしょう。そうすると私がご提案したのは、文章表現で変な言い方、重箱の隅をつついたわけで、こんなの入れたくないので。

長谷川会長：でも皆さんが入れようって言われたらそれで。

田口委員：土光委員とか長谷川委員の意見になると、やっぱり５４ページのところで史跡だとか水なので、やっぱり審議会で例えばどうしても付けるのであれば、文章をこういうふうにしなさいよりも、こういうことを地域全体でというような形でまとめたほうが良いのではないかなというのが私の意見です。それくらいでまとまれば短時間でできると思いますけど。というのは皆さん白紙だったので、おおむね了解ということなのでもっと極端に言ったら、付帯意見なしで通してもいいと思うのですよ、意見なかったということで。そういうことからいくと私の意見としては、水とか史跡とかあるのでそれを付帯の意見として、１つになる文章にまとめるほうが良いのではないのかなという思いです。

長谷川会長：最初に、全体に関してはさっき、さらに幅広くというのはどうするかっていうので別に審議会としてなので、入れなくて良いというご意見があったのですけども、それは入れないでよろしいですか。土光委員がさらに幅広く意見を聞き、というのに対して松井委員や田口委員からそれは入れなくても良いというご意見だったのですけれども。それに関してはどうですか。

田中委員：田口委員の言われたことに私は賛成です。

長谷川会長：そしたらさらに幅広くというのは入れない形でよろしいですか。そしたら全体に関するのはそれで行きたいと思います。

吉田委員：ちょっと１つ。例えばこの計画は中断、または変更、そういう事態が起きた時にこれはどうするのか。それは入れなくて良いのか。

長谷川委員：それは別の次元だなと思いますけど。

吉田委員：中断する理由をもう一回何かの形で出させないと。

長谷川委員：それはたぶん最終的な決定権は市長が提案した議会が承認すれば決まるのです。その提案する内容を今ずっといろんな観点で議論していて、それでもって最終的に議会に諮るっていう。議会がどうするかっていうのは、否定したからもう一回やり直しかって言ったらそういう問題ではないという。

長谷川会長：だからあくまでも市長に答申書として出して、それを最終的に入れるか入れないかは。

吉田委員：私たちは知らないと。

長谷川会長：それに対して直接どうこう言うのは。基本的には主なことはそれなりの検討をされていると。そしたら付帯意見の方に移りたいと思います。

今、付帯意見としては５４ページの「淀江地域における歴史・地域資源の活用」のとこなんですけれども、１つはそこに土光委員の方から出ていたのは淀江の名水の保全というのを、入れたらどうかっていう提案だったのですけど、それはどこに入れたらいいか。

土光委員：入れ方としては②で、地域資源を活用したまちづくりの推進でポツが１つですよね。だからポツの書き方でここもあらゆる資源とひとまとめにしたのでこの表現ではなくて、例えば名水の保全とそれを活用したまちづくりの推進。それから淀江傘に関して何か。ほかに具体的に入れたいものがあるのだったらそれも入れるみたいな、そういう入れ方をしたらどうでしょうか。

吉田委員：１つずつ入れたほうが良いですね。

土光委員：１つずつのほうが何をするかがはっきり明確になる。例えば妥協的に名水などのあらゆる資源と書いたら考えられるけど、そんな役人的文章ではなくてこの５年か１０年かやるという具体的な取り組みを書くのだから、これはやるみたいにはっきりわかるように書いたほうがいいと思います。

吉田委員：名水の保全と活用は全然違いますから。保全ということの前提で人が動くのと活用するっていうことでは全然違いますから。

長谷川会長：１つ目として、名水の保全とそれを活用したまちづくりの推進というのは今出ました。それについては皆さんどうですか。

松井委員：そうするとあらゆる地域資源を活用したという言葉はなくなるのですか。それとも置いといて。削るの。

土光委員：私の案としては削ります。これはやめにして。

松井委員：削っちゃったら名水の保全と淀江傘しかない。

長谷川会長：付帯意見とするのは、これをやめてこれに変えて欲しいとか、これに追加して欲しいっていう形で付けるのです。そうするとあらゆる地域資源を活用したまちづくりの推進を残すかどうかですよね。

松井委員：これは残さないと名水と淀江傘だけが書いてあって、ほかの諸々のことがじゃあ良いのっていうことになってしまうわけでしょう。だからこの言葉は大事ですよ。

田口委員：説明があったのは、あらゆる地域資源というのは、現状の課題の中に入っておりますので表現をあらゆるとしました、というご回答いただいているので、ここで傘と水だけにすると話が食い違ってあまりにも。

吉田委員：付帯意見としては、文章の中にこういう形で入れて欲しいっていう要望を入れるかどうかですよね。

田口委員：説明がこうありましたので、中に入っているという。

長谷川委員：そこまでこちらの方でここの文章いじりまで意見の中に入れる。事務局にちょっと確認。
田口委員：それはできない。
土光委員：こちらの意思でしょう。
長谷川委員：それであれば、ここの項目の中に名水の保全と活用の推進っていう文言を入れてくれっていう意見をしておけば、あとの文書整理は事務局でするのでないの。
田口委員：そんな文章までこうしなさいとか、答申ですからね。どうなのですかね、進め方が理解できないけど。
土光委員：ただ、たぶんですけど、そういう答申もらってどう処理するかって、今説明でもあったけど、もともと名水の保全とか入れて欲しいということに関して議論した結果、あらゆる地域資源というのは良いというふうに結論に至ったわけでしょう。もう一回また名水の保全を入れてくださいって言われてもじゃあどうするのか。だったら結局あらゆるという可能性もあるので、もうちょっと具体的に文言を言ったほうがより明確になると。
長谷川委員：一緒なことじゃないですか。前回はここの議論の意見として事務局が持って帰って内部検討したけど、今回は市長に対する答申だから、市長がそれを政策的に判断するので、たぶん同じ要望であっても次元が違う扱いになってくる。だから事務局で蹴られたけれど、やはり淀江エリアとしては、ぜひこれは強く言っておきたいというのがこの付帯意見だと思うので。
土光委員：言われる通りです。
長谷川会長：そうするとあらゆる地域資源を活用したまちづくりの推進は。
土光委員：今の話ではそれには特に触れずにここの中に。
長谷川会長：これに対してこの地域資源を活用したまちづくりの推進の中に、１つは名水の保全とそれを活用したまちづくりの推進というのを入れるという。それはよろしいですか。それと傘の件ですが。
松井委員：名水と傘だけ限定してもね。
長谷川委員：おかしい。
松井委員：名水のことは現状の課題のところに書いてあります。
長谷川委員：①で史跡があって、②で名水があって、③でそれ以外の地域資源で何があるかっていうと淀江傘もあるし、あるいは松原委員のところの八朔まつりかなんかは県の指定文化財だよね。
長谷川会長：だから名水の保全というのはね、文言にできるけどもそれ以外の淀江傘とかいろんなものっていうのはどれを入れてどれをと言うことになると。
松原委員：地域伝統、文化を守っていくと。傘も入り石馬も入れば八朔まつりも入ると。
吉田委員：でも具体的な例を挙げないと。全体的な話にしてしまうとぼやけてしまう。これはそれぞれの思いを込めた形で名前を入れていくっていう。
高西委員：だけどそんなこと書いて本当今後１５年間も活性化するのか。
土光委員：しましょう、活性化。
つまり、ポツというのは限定ではなくて主な例示だと思うのです。例えばほかの

ところだってこれ以外はしないという意味ではなくて、特にこの期間を限定とした計画なのでこの期間ではこれはするという意思表明だと思うので、だから別の言い方をすると優先順位ですよね。地域資源の活用と言えば、それはそうだけど特にこれはとか、これとこれはみたいに優先順位を示すという意味で具体的な文言で示したほうが。それは皆さんこの審議会でどう考えるかだと思うのですよね。淀江傘なんかもちょうど今曲がり角で続くか続かないかっていう。

長谷川委員：本当あれこそ伝承し、継承しっていう大きな役割っていうのが。

土光委員：一旦途切れるとなくなっちゃうから。

吉田委員：大山に取られちゃっている。

長谷川委員：それはまた別の問題なので。

長谷川会長：どうします。淀江傘を入れますか。

高西委員：それは入れないと皇族さんがわざわざ。それはうまいこと活用してね。

長谷川会長：そしたら長谷川委員、淀江傘をどういう具合に入れたらいいですかね。

長谷川委員：まあ入れ方としては、そのひとつの項目で名水の保全と活用があるのであれば、「あらゆる」と絡める格好で淀江傘とか八朔まつりなどの地域資源を活用したまちづくりっていうのを入れておけば。「など」っていうとこで括ってしまう方が。

田口委員：「など」を入れたらいいかもしれない。「など」を入れるとほかのやつも含まれるから。

長谷川委員：そうなのです。だから土光委員じゃないけど、水は別格だよというので１つ項目いれて、それ以外にも淀江にたくさんあるのだったら例示的なものにし、それを地域資源として活用したいという言い方で。

高西委員：例えば淀江傘っていうけども淀江傘は、本当にそれで生計が立つような利益があるのか。ただ何か作っているな、その辺の捉え方。なんでも活性化っていうのはあなた方もよく分かっていると思うけど、いかに外部から金を入れるかだ。

長谷川会長：その辺の議論をはじめるとなかなか先に進めませんので、次にいかせていただきます。

「淀江傘や八朔まつりなど地域資源の活用」って入れますか。皆さんどうですか。

中川委員：八朔まつりだけじゃない、よいとまかせもあるよ。だから地域の伝統文化に根差した何とかっていう文言でいかないと。

田口委員：だから地域の伝統文化などにすると、八朔などのまつり全部も入るのでないですか。表現的に。

土光委員：だからひとつ目のポツで名水の保全と活用をいれて、ふたつ目のポツで伝統文化って言ったら継承という言葉を入れた方がいいと思うので、伝統文化の継承と活用っていうのかな。継承だけでも私は良いと思うのだけど。そういうふうに２つにしたら。

松井委員：継承だけでいいじゃないですか。

長谷川会長：そしたら２つ目は地域の伝統文化の継承。

田口委員：そうすると他も全部入るからね。入れるのであればね。

長谷川会長：名水と傘についてはそれで良いですか。

長谷川委員：もうちょっとここのところで言いたかったのは、迷ったのだけど協働によるまちづくりの推進っていうので。なぜかっていうとこの５４ページの【現状と課題】の最後のところで、これを高める取組を関係団体と連携しながらするという、関係団体っていったい誰を言っているのかよく分からなくて、例えばよいとまかせでもいいけど、実質的には１区、今津中心だが。石馬の八朔まつりは上淀自治会、氏子さん中心にやっている、そういう団体とも連携を進めていくのかっていう、関係団体がよく分からない。道草日和なんかもあれをやっている鳥取の魅力発掘プロジェクトを関係団体として捉えるのかと。そこの辺の関係団体が分からないので。

田口委員：それを総じて関係団体という意味じゃないですか、日本語的には。

吉田委員：理解力からいくと関わっている団体は全てっていう。

高橋支所長：特定の団体っていうわけではないので、そういうふうに考えてもらった方が良いと思います。こことここだというわけにはならないので。新しい団体も出てくるかもしれませんし。

長谷川委員：解釈だけ確認できたらいいので。そしたら無理に協働っていう言葉を付け加えなくてもこれはいいです。

長谷川会長：そうすると５４ページに関しましてはそれで、長谷川委員もそれでよろしいですね。

　４３ページにいきます。４３ページの「地域資源を活用した観光誘客の促進」に関連したので伯耆古代の丘エリアにおけるっていうのをここに入れたらどうかっていう提案。

長谷川委員：文言的に良く分からないので、さっき高橋支所長が言われるように、例えば妻木晩田と上淀辺りの観光ルートを開発とかそういう観光商品の情報発信をという意味合いでここに入れといていただかないと、ここの項で淀江が全然イメージできないっていうのがあって。従前の米子市の観光施策がそのままきているので。

吉田委員：旧米子市のことしか考えてない。

高橋支所長：これも５４ページになるのですが、関連計画というところに伯耆古代の丘エリア活性化構想ってあって今年度中に計画を作るのですけど。これの延長線ではやるのですが、妻木晩田の会の中で。ただ観光課として、非常に言い方が悪いのですけど意識がない。

田口委員：５４ページの①の下にポチで入っている。

長谷川会長：観光施策に入れて欲しいと。

高橋支所長：淀江地区の観光振興っていうのを入れてということですね。

田口委員：そういう表現の方が。

高橋支所長：その言い方が良いのでないですかね。それに拘らずに。

長谷川会長：例えば主な取組の①のポツの中に伯耆古代の丘エリアにおけるっていうのを入れるにしても、さっき松井委員が言った観光商品の造成っていう表現がどうなのだろうなっていう。

長谷川委員：言葉じゃなくて、例えば伯耆古代の丘エリアにおける観光施策の推進みたいなところで、いずれ支所の方が作るこの活性化構想をやるときには、必ず観光課とセットにならないとできないので、それだったら事前に謳っておけば市の総合計画の中で連携も取りやすくなってくるのでないかなと。

田口委員：入れてもらうという形の意見で。

土光委員：入れるということは、うまくそういった淀江のこともちゃんと入れて欲しいというのは。ただ入れ方の文言は、ちょっと相談しないといけないと思うけど。

長谷川会長：そしたら４３の主な取り組みの①の中に、伯耆古代の丘エリアのことを入れるっていうのはよろしいですか。

高橋支所長：すみません、そこ伯耆古代の丘エリアに拘りますか。淀江全部っていう言い方の方が。

長谷川委員：それだったらまだその方がいい。

高橋支所長：要は淀江地区にもスポットライト当ててとか。淀江エリアが良いかなと。

長谷川委員：淀江エリアにおける観光施策の推進くらいのところで謳っておいてもらえれば。

長谷川会長：今出ているのは淀江エリアにおける観光施策の推進みたいなものを入れる。

松井委員：誘客はなくていいのか。

長谷川委員：施策の推進の中に含まれると。

松井委員：観光施策の促進。分かりました。

長谷川会長：よろしいですか。そしたら次にいきます。
あとは田口委員さんから出ている。

田口委員：文章表現で指摘しただけですから、思いは一緒ですということで行政がおっしゃいましたのであえて答申の中に入れなくても。

長谷川会長：そしたらもう一度整理しますけども、具体的な付帯意見として出たのは５４ページのところの「淀江の名水の保全とそれを活用したまちづくりの推進。」それから「地域の伝統文化の継承と発展。」それから４３ページの「淀江エリアのおける観光施策の推進。」今３つです。それでよろしいですか。もしよかったら答申案を作っていきたいと思います。

委員一同：良いと思います。

長谷川会長：そしたらしばらくお待ちください。
会長と副会長と事務局で作ってまいります。

【休憩中】

長谷川会長：前後して申し訳ないですけど先に総合政策課のもう１つの方を説明して。議事（２）の米子市・淀江町新市まちづくり計画総括(案)のこの前もやりましたが、その後の追加・訂正等があるそうです。それを説明してもらいます。

議事（２）米子市・淀江町　新市まちづくり計画総括(案)について説明を行い、質疑・応答に移行。

長谷川会長：ありがとうございました。何かご質問がありましたら挙手していただいて。
松原委員：この市営住宅、長寿命化計画の策定により大垣住宅は建替えしないと。簡単に言えばどういうことですか。
長谷川課長：こちらですけれども、国の方針が平成２３年か４年くらいだったと記憶しておりますけれど、公営住宅を量から質へということで総量を見直ししなさいと方針が出されました。それを受けまして新米子市におきましても、住宅の全体を見直してもらいまして尚徳住宅それから博労町住宅、それと大垣住宅につきましては建替えをしないというような方針が出されました。その中で大垣住宅は建替えをしないということでございました。ということでこちらに補足で記載をさせていただきました。
長谷川会長：よろしいですか、松原委員。
松原委員：はい。
長谷川委員：まちづくり計画総括を読ませてもらって、良く頑張ってきたなと思うのですが、１つまとめ方がちょっとおかしいなと思う箇所があるので、１２ページです。１２ページの「市民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくり」っていう見出しで「市民参画の市政の推進」と「効率的な行財政運営の推進」っていう細かいのを謳っているところのまとめをよく読んでみると、どうもおかしい。具体的に言いますと一番下、「市民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくり」の取組状況のまとめっていう中で、下から４段目です。「市民参加の市政の推進」という項目と「行財政運営の推進」って実質的にも中身が多少違うのですが、それを読んでみますと、「これらの取組により、市民主体のまちづくりについて定めた『米子市民自治基本条例の制定』」、これは１ですよね。次、「事務事業の民間委託の推進、滞納整理対策による徴収率の改善など行財政改革の推進、情報システムの整備・拡充など」の後に、「市民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくりを着実に進めることができました。」という括りになっているのですけど。じゃあこれは行財政改革のところで言うと、徴収対策とかそういった民間委託これに「市民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくり推進」を進めることできたって言えるかどうかっていうと、これが言えるのが上のほうの「市民参画の市政の推進」のことについては言えるかもしれないけど、２の「行財政運営の推進」について「市民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくりを着実に進めること」っていう括り方は、ちょっとおかしいのでないかなと思うのです。
長谷川課長：長谷川委員がおっしゃるように、この文章はそう受け取られても仕方ないと思っております。ここに書いてある「市民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくり」、これは項目名でございまして、これが意図するところは新市まちづくり計画の６１ページ、「市政運営において市民の積極的な選択を図るとと

もに、行政能力及び効率の向上に努め、」ということがございます。この２つの項目の取り組み状況をまとめたところを４行目まで書かせていただいているということで。最後の「市民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくり」というのは項目名ということで書かせていただいておりますので、中の意味合いは行政能力の効率の向上に努めというところが行財政改革ですとかが含まれておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

長谷川委員：ちょっとまとめ方の問題だろうなと思うのですけど、課長の言うことは良く分かるのだけど、見た時に少なくとも行財政改革と行政と市民のパートナーシップによる協働のまちづくりっていうのとは合わない。だから最初の計画自体に２が入ってきたのが良く分からないのだけれど、括り方として。まちづくりはこうだったと。さらにここでいうところの効率的な行財政運営の推進について、こういうことによって進むことができましたって言うなら分かるのだけど、この最後の括りのまとめ方にいきなり市民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくりを着実に進めることができたっていうのは、違和感がある。

八幡部長：おっしゃいますようにそうだと思いますけども、元々の計画がそういう計画になっていますので、私どもの総括といたしましては、計画の項目ごとに総括をせざるを得ないという依頼がありまして先ほど課長が説明しましたのは、あくまでもその前段では、「市民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくり」の市民参画のところと行財政運営のところを述べさせていただいた。それで最後総括としまして、繰り返しになりますけどもその項目については、着実に進めることができましたということですので、確かに文章だけ読むと違和感があるって言われればそうかもしれませんが、あくまでも私どもは計画に基づいての総括をさせていただいているということで。

長谷川委員：それもよく分かっている。ただ今言っているのは項目がその計画の中に２つあるから２つを１つに絡めてこういう言い回しでまとめをするのが良いのか、行財政改革は、行政改革で触れれば良いのでないですか。

松井委員：それで私は「市民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくり」を、ここをカットして情報システムの整備・拡充など着実に進めることができました。それで良いと思います。

八幡部長：別に深い意味はないので。タイトルをここに入れただけの話ですので、そうさせてもらいます。

長谷川会長：ほかにございませんか。よろしいですか。そしたらこの答申につきましては今日これからというわけにはいきませんので、また次回ということで。
総合政策課にはこれで退席いただいて。

【総合政策課　退席】

それでは最初の分の答申案の文章を作ってきますので、しばしお待ちください。

【休憩中】

長谷川会長：再開いたします。

答申書案を今から配布いたします。

それでは私の方で読み上げさせていただきます。

【長谷川会長による答申書(案)の読み上げ】

何かご意見がありましたら。これでよろしいですか。

【委員一同異議なし】

長谷川会長：そうしますとこの答申書を市長に提出してよろしいですね。ありがとうございました。それではこの答申書を私と副会長で２月７日に市長に提出する形をとらせていただきたいと思います。

それでは事務局から何か。

事務局：今後の審議会ですが最終ということで、次が２月１８日火曜日の９時半から予定をしております。内容が決まり次第、委員の皆さまに通知をいたしますのでよろしくお願いします。

長谷川会長：次回は、米子市・淀江町新市まちづくり計画総括の答申を仕上げたいと思っております。その他、何かありますか。

中川委員：２点ほど確認しておきたいことがございまして、先般第３９回の審議会議事録を配布していただきましたけど、その中の１２ページに高西委員さんの方の第２処分場についての詳細な説明があったと思うのですけども、それが省略されているという記述がありますが、この省略された理由は一体何ですか。私が関連した質問に対して、高西委員さんの方がお答えいただいたのですけど、この時の問題は私が話したのは、一般処分場にエコスラグから発生した一般廃棄物といいますか産廃といいますかそういうものが３，５００トンないし６００トン、第２処分場の中に仮置きしてあったのですね。それが急になくなってしまってという経緯をという話だったのですけど、これが審議会の方の議題にそぐわないという話なのか、この関連の話は今まで調べてみますと第１０回審議会、１７回の審議会、それから２０回の審議会、２３回の審議会、２１回か２３回の審議会のときにやっぱり問題として定義されているのですよね。話が挙がっていて議事録にもきちっと残った話なのですよ。それを３９回は省略という形で載った意図をお知らせください。私は会議録としてきちっと記述をすべきじゃなかったかなというふうに思います。

それからもう１点は、西原亀甲線っていう今の坪上辺りに、新しい団地ができていますよね。９号線のウェルネスの裏に。合併前に一部整備がしてありました。そのあとは坪上のほうに民家があったり車庫があったりしていて遅れていたのはありましたが、民家の方の買収なり撤去なりで終わったと思うのですけど一向に手が付かないというので、これも何回か前の審議会に経緯をお知らせ願えないだろうかということで提案したら、経過とか調べて報告しますということがあったのですけども、一向にそれがないということで。もう審議会もあとがないわけですから、ちょっとそのあたりを次回までにこの件についても買収箇所とかどういう管理されているか、そういうことも含めて教えてもらいたいということで。

高橋支所長：道路の件については今すぐ答えられないので、調べます。高西委員の発言の件なのですけれども、議題にないことをちょっと聞いてみるけどということで聞かれたという記憶があります。それは議事にそぐわないということで私の方で削除するように指示しました。

中川委員：でも調べてみると先ほど挙げた審議会等でも、きちっと議事に挙がって議事録に残っているのですよ。

高橋支所長：それは議題として挙がっている分ですよね。

中川委員：私も委員じゃなかったから分かりませんけども。

高橋支所長：その時の議題に挙がってない項目だったと思うのですよ。

高西委員：議題には挙がってなかったと思う。

高橋支所長：ですよね。話の流れの中で、ちょっと聞いてみるけど、と言われて聞かれたので高西委員が答えられただけで、この会には関係ないことだと私の方で判断させてもらいました。

高西委員：私に教えてという話だったものですから審議会の議題にないし、それをまた喋るようなことでもないし、いい加減なことを喋って誤解されても困りますし、私から関係ないからと言って断ったのです。何も意図ないですよ。

高橋支所長：申し訳ないのですが、そういうものを議事録に残してそこに出すということになると高西委員さんの答えられた行為っていうのは違う意味だと思って、私は削除したのですけどいけなかったですかね、申し訳ない。

吉田委員：あまりにも敏感過ぎる。言葉ひとつずつがどの程度反映するかをひやひやしている。産廃問題に関して。議題にして欲しくない。話合うことさえも困るみたいな体制をいつまでも取っている。逆ですよ。みんなに話させてこれが良い話になっていく方向に持っていかせるのが市の役目だと思うのですよ。

高西委員：それは県の役目でしょう。市じゃない。

吉田委員：市は県が言われたとおり、受け入れるのは間違っている。市もちゃんと調査をして県がどのぐらいがんばってやってくれたのかをはっきりと認識しないといけない。鳥取県の言われたとおりにああそうでしたかと受け入れるような状態にしてはいけない。

高西委員：それは知らないが、聞いてみてはどうか市長に。

中川委員：これは産廃の話じゃないのですよ。そこにあったものがどうなったかっていうお話を。

土光委員：まずは事実経過を確認したいのだけど、省略したのは支所長の判断。それとも高西さんに相談して高西さんがここは省略して欲しいという、そういった申し出があったのか。

高橋支所長：私の指示で高西さんに確認して公的な発言なのかどうか、そこをみて削除しなさいと。

土光委員：支所長が高西さんには確認して、ここは省略するというのは当人には確認してやったという。分かりました。私が思うには、議題にあるとか産廃の問題とかそういうことではなくて、あくまでもこれ会議録という言い方をしていますけど議事録なのですよね。あるいは公の会議で実際に話されたことなのです。公開の。

公の会議で。議事録というのは中身が何を話されたかによってここは省略するとか云々、それはしたらいけないものだと私は思っているのです。例えば話がずれようとしても公の会議の場で話されたことはきちっと記録に残すというのが議事録だと思うのです。内容が会議の内容にそぐわないという恣意的な判断でするというのは、基本的に私はおかしいと思う。単なるまとめならそういうことをやってもいいけど議事録なので、そういった公の会議では話されたという事実をそこでなくすというのは、それは私はやるべきではないというふうに思うのですけど。だからもし何らかの理由で公の会議で話されたことでも、いろんなことに差し支えがあるのだったら、今手続き的なことを確認しましたけど、当人がこういう理由で議事録に残すのは不適当だからという申し出があったとしたら会長を経て、正式な手続きで議事録に載せないとかそれはそういうふうにすべきで、それをせずに単なる事務局の判断で、ある部分だけ載せないというのは、私は議事録の作成の仕方としてはおかしいと思うのですけどどうですか。

高西委員：確かそんな産廃の話が出て、今日の審議会が終わったか確認して、終わりましたということで退席しました。

土光委員：あの前は一旦休憩とか挟んだ発言だったのですか。違うでしょう。

長谷川会長：休憩というか議事に関することは終わったということです。

中川委員：ただ１７回の議事録なんかにも議事案件以外の質問というので、議事録にちゃんと載っている。

土光委員：議事録というのは公の場で話されたことを記録するのが議事録で、例えば手順で一旦休憩というふうにやってそのあとの発言であったらそれはいいけど、少なくとも高西さんが発言した時には休憩ということで一旦会議閉めて、閉めた後の発言ではなかったはずです。議事云々っていう議論ありましたけども、あくまでも公の会議の上でそういうやり取りがあっただけで公の会議の場での発言です。それをきちんと記録に残さないというのは、ちょっとおかしいと思います。削除するのだったら正式な手続きが必要だと。

高西委員：今後きちんと気をつけて、そういうことのないようにしたらいいです。私は今日の審議はこれで終わりましたって確認したと思う。それで終わったということだったので、そういうことを言って退席させてもらった。

吉田委員：議事録に載せる意思はなかったの。

高西委員：そういうような雰囲気じゃなかった。

松井委員：議事であれば議事録に残さなくてはならないのですが、議事でない場合は残す必要はない。それからそれを勝手に削除したっていうわけではなくて、当の本人にきちんと聞かれてそして載せないっていうふうに判断されたっていうのは、これが私は正当だというふうに思いますが。

土光委員：議事録というのは、議事の関連であることだけを残すのが議事録じゃなくて、公の場で発言されたことを記録に残すのが議事録。中身を選別するのはおかしいです。もうひとつは、手続き的にも少なくとも高西委員とのやりとりがあったというのは今確認しましたけど、会長をきちんと通すべきですよ。

松井委員：議事は終わりましたかって言ったあとの発言なのです。
土光委員：それはなかった。そんな発言なかったです。
松井委員：高西さんそういうふうにおっしゃったって、自分でおっしゃっているのですから。
高西委員：聞いたよ。問題が問題だけん誤解されるし正しいことも伝わってないし、だから、こんなことになんしてはかなわんと思って確認をして、そしたらもう終わりましたって言われた。ほんならってと言って退席した。松井委員が言われるように議案に挙がっていたら言います。
長谷川会長：高西さんがそのように、私はもう内容的に終わりましたって言いました。
吉田委員：その時に議事録を止めてくださいと伝えておいた方が良かった。
長谷川会長：そうしますと、これで４４回地域審議会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。